

札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の
人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び札幌市指定地域密
着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案
平成30年（2018年）5月17日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の
人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び札幌市指定地域密
着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

（札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設
備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第1条 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、
設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第8号）の一部を次の
ように改正する。

第236条第3項第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、
同項第2号中「第3号」を「第4号」に改める。

（札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの
事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス
の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第9号）
の一部を次のように改正する。

(1) 第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（看
護小規模多機能型居宅介護（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第
36号。以下「法施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小
規模多機能型居宅介護をいう。第192条において同じ。）に係る指定の

申請を行う場合に限る。）」を加える。

(2) 第6条第1号中「定める者」の次に「（法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

(3) 第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「」及び「」という。）」を削る。

(4) 第47条第1項中「定める者」の次に「（法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

(5) 第128条第3項第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同項第2号中「第3号」を「第4号」に改める。

(6) 第149条第3項第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同項第2号中「第3号」を「第4号」に改める。

(7) 第192条中「法施行規則第17条の10に規定する」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第236条（第386条において準用する場合を含む。）の規定並びに第2条の規定による改正後の札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第128条（第238条において準用する場合を含む。）及び第149条の規定は、平成30年4月1日以後の業務に関する記録について適用し、同日前の業務に関する記録については、なお従前の例による。

（理 由）

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、看護小規模多機能型居宅介護を行う事業者の指定に係る申請者の要件を拡大する等のため、本案を提出する。